神戸製鋼所 代表取締役社長 山口 貢 様 コベルコパワー神戸第二 代表取締役社長 木本 総一 様

2018年8月3日

神戸製鉄所火力発電所(仮称)設置計画について、神戸市長・兵庫県知事・環境大臣の意見 及び、経済産業大臣勧告の趣旨に即して、住民への説明を求める緊急要請書

神戸の石炭火力発電を考える会

「神戸製鉄所火力発電所(仮称)設置計画」にかかる環境影響評価準備書に対する、神戸市長意見、兵庫県知事意見、環境大臣意見、経済産業大臣勧告は、準備書手続に至るまで、事業者の説明や情報提供が不十分であったことを指摘し、積極的な情報公開を通じて住民等とのコミュニケーションを図り、事業計画及び環境影響評価の内容について、十分かつ丁寧に説明を行うことで、地域住民等の関係者の理解・納得を得ることを求めています。

しかし、貴社は、評価書の公表以後、市長・知事・両大臣の求めにもかかわらず、住民とのコミュニケーションを行う取組みは行ってきませんでした。それどころか、準備書に対する環境大臣意見や経済産業大臣勧告がまもなく公表されようとしている時期(本年3月末)に、環境保全協定値を超えるばいじんの排出があったにもかかわらず、それを適時に公表しないなど、その後も住民らの信頼を損なうような行動をとり続けています。

貴社は、準備書に記載すべき情報(たとえば汚染物質の総排出量の増減や、温暖化対策の具体的内容等)を、準備書に記載せず、神戸市主催の公聴会における市民の質問にも回答しませんでした。そのため、市民は、知るべき情報を知らされずに、準備書に対する意見提出(環境影響評価法 18条)をせざるをえませんでした。その後、貴社は、神戸市環境影響評価審査会の委員に強く求められてはじめて多くの補足説明書を提出しましたが、本来、それらは、準備書の内容として含まれるべきものであり、貴社は、市民に説明すべきです。さらに、昨年10月に発覚した神戸製鋼グループの製品データ改ざん問題を受け、「神戸製鋼の信頼は地に落ち…」(川崎元社長の記者会見における発言)、兵庫県や神戸市による膨大なアセスデータの検証作業が行われたことも記憶に新しいところです。行政職員の労力、税金を使っての再検証作業が必要となったことは、納税者である神戸市民にとって大変遺憾なことですが、データ改ざん後、改ざん問題に関する市民向けの説明も一切ありません。

貴社におかれては、準備書に対する神戸市長意見、兵庫県知事意見、環境大臣意見、経済産業大臣勧告の趣旨を踏まえ、神戸市との環境保全協定締結前、かつ、電気事業法に基づく工事計画の届出前に、市民向けの説明会を実施すべきです。

以上の見地から、当会は、新設予定の石炭火力発電所による環境影響を懸念する多くの市民 を代表し、貴社に対し、次の措置をとるよう、緊急に要請いたします。

## 神戸製鋼所・コベルコパワー神戸第二に対する緊急要請

2018年8月3日 神戸の石炭火力発電を考える会

- ①神戸市長意見、兵庫県知事意見、環境大臣意見、経済産業大臣勧告の趣旨を踏まえ、神戸製鋼に対し、神戸製鉄所火力発電所(仮称)の環境影響について、市民向け説明会を開催すること。その際、来場できない市民に周知をはかるため、報道機関の入場を認めること。
- ②説明会では、昨年 7 月に縦覧に供された準備書の内容のみならず、その後、神戸市環境影響評価審査会等に提出された補足説明資料の内容、神戸市と締結しようとしている環境保全協定の内容、環境大臣意見において温暖化対策の観点から、「事業を再検討する必要がある」と指摘されたことに対する事業者の見解もあわせて、説明すること。
- ③昨年7~8月に行われた事業者説明会においては、事業者が、環境保全の見地からの市民の質問に答えないなど、情報提供のあり方として不十分な点があった。このような事態が繰り返されることを避けるため、神戸市もしくは兵庫県などを主催者とし、あるいは、神戸市職員や兵庫県職員に司会を依頼するなど、市民との間で十分な質疑が行われるよう配慮し、「地域住民等の関係者の理解・納得が得られるよう、誠意を持って丁寧かつ十分な説明を行う」(経済産業大臣勧告の表現)機会となるよう措置すること。
- ④新設発電所建設にかかる電気事業法に基づく工事計画の届出、神戸市との環境保全協定の 正式な締結より前に、上記説明会を行うこと。神戸市長意見、兵庫県知事意見、環境大臣意見、 経済産業大臣勧告の趣旨に鑑み、説明会より前に、工事計画の届出を行うことは、事業所周辺 地域に居住する市民として認められることではない。

以上